

長野県みらい基金 団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野県みらい基金（以下「基金」という。）が運営する助成プログラム（以下「助成プログラム」という。）に参加するための団体登録に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本要綱及び助成プログラムに関連する要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的活動 広く社会一般の利益につながる活動、又は特定の個人若しくは団体が反社会的勢力関係者ではない、不特定かつ多数の者の利益若しくは問題解決につながる活動
- (2) 非営利組織 活動の実施によって生じた剰余金又は残余財産を特定の個人又は団体に対して分配することのない組織

(団体登録の要件)

第3条 助成プログラムの対象団体として登録する団体は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 公共的活動を行うことを主たる目的とする非営利組織であり、次のいずれかに該当すること。
 - ① 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織又は協同組合その他これに準ずる民間の非営利組織であって、公共的活動を行うことを主たる目的とする団体（以下「公共的団体」という。）
 - ② 公共的団体が相互に連携し、又は他の民間組織、行政機関等と協働して自らの地域の課題解決その他の公共的活動を行うことを目的として構成した団体（以下「連合体」という。）
- (2) 主たる事務所の所在地が長野県内であること、又は活動を行う区域が長野県内にあること。
- (3) 役員の中に反社会的勢力関係者が含まれていないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 反社会的又は公共の秩序、善良なる風俗に反する活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 当該団体又は助成を受けようとする事業に関して、情報を公開又は発信し、助成金の使途を報告することができる団体であること。
- (7) 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し、特別の利益を与えていないこと。
- (8) 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- (9) 助成事業に係る経費について、適正な執行及び管理を行うことができる団体であ

ること。

（団体登録の申請）

第4条 団体登録を申請するに当たり、前条に掲げる団体は、以下に定める書類を基金に提出しなければならない。

（1）本要綱の様式による書類

- ① 団体登録申請書（様式第1号）
- ② 団体概要書（様式第2号）
- ③ 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ④ 最新の役員名簿（様式第4号－1）※連合体の場合は（様式第4号－2）

（2）添付する書類

- ① 規約、定款、会則又はそれに準ずるもの
- ② 前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの
- ③ 当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの
- ④ 記事、団体広報紙その他活動状況を対外的に示した書類
- ⑤ その他基金が求める書類

2 登録申請を取り下げの場合、団体は申請を取り下げる旨を記した書面を速やかに基金に提出しなければならない。

（団体登録の決定）

第5条 基金は、前条第1項の申請を受理したときは、第3条に定める要件に基づき、団体登録の適否を決定する。

2 基金は、前項の規定により登録の適否を決定したときは、当該団体に登録審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

（団体登録の変更）

第6条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は団体登録の申請時に提出した規約、定款、会則又はそれに準ずるものの記載内容に変更があった場合、変更後の内容を記載した団体登録変更申請書（様式第6号）を速やかに提出しなければならない。

2 基金は、前項の規定により受理したときは、第3条に定める要件に基づき、団体登録の適否を決定し、当該団体に通知する。

（実績報告書等の提出）

第7条 基金は、登録の翌年度以降に助成プログラムの申請を行う場合、以下の書類について、必要に応じて登録団体に提出を求めることができる。

- （1）前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの
- （2）当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの

（団体登録の抹消）

第8条 登録団体が次の各号のいずれかに該当するとき、基金はその登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により申請したと判明したとき
- (3) 基金の信用を傷つける行為をしたとき
- (4) 当該団体から団体登録抹消申出書（様式第7号）の提出があったとき
- (5) その他基金が特に必要があると認めるとき

（団体情報の公開）

第9条 基金は、第4条第1項に掲げる書類の記載内容（役員名簿の住所を除く。）をホームページに掲載するなど一般に公開することができる。

また、助成プログラムの審査の際の参考資料として審査者に提供することができる。

（団体登録手数料）

第10条 基金は、団体登録をしようとする団体に対して登録事務に係る手数料を設定し、徴収することができる。

（その他）

第11条 その他登録の実施について必要な事項は、基金が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。